

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第 41 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 3 月 14 日

愛知県知事 大村 秀章

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)
新城市作手菅沼字東山 50 番	田	1, 8 3 8
新城市作手菅沼字東山 54 番	田	8 7 6
新城市作手菅沼字東山 55 番	田	1, 1 2 0
計 3 筆		3, 8 3 4

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和 7 年 6 月 1 日	5 年	1, 600 円／10a (年)

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋市中区錦三丁目 3 番 8 号
公益財団法人 愛知県農業振興基金
理事長 仲井 靖

4 農地の所有者等の情報

河合 政子

5 補償金の支払の方法

愛知県農業振興基金は、当該農地を利用する権利の始期までに名古屋法務局（新城支局）に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は名古屋法務局（新城支局）において、補償金の還付を受けることができる。